

## 【令和2年度修正の主なポイント】

## 米子市地域防災計画・米子市広域住民避難計画（令和2年度修正案）【修正ポイント】

## 関係法令

## 【市町村地域防災計画】

## ・災害対策基本法第42条第1項の規定

市町村防災会議（略）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

## 【市町村地域防災計画（原子力災害対策）・広域住民避難計画】

## ・原子力災害対策特別措置法第28条の規定による災害対策基本法第42条第1項の規定の読替え適用

市町村防災会議（略）は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

## 修正する計画

## 令和2年度修正の理由

## 名 称

## 目 的

## 1 地域防災計画（共通対策計画ほか※）

※共通対策計画、風水害対策計画、震災対策計画、津波災害対策計画、雪害対策計画、海上災害等対策計画、航空災害対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模火災対策計画、林野火災対策計画

## 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減

・災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処  
・米子市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、米子市区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進

◆国や鳥取県の関係規則及び計画等の修正や本市の災害の特性などを踏まえ、所要の修正を行うもの。

## 2 地域防災計画（原子力災害対策編）

避難に関する適用

## 市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護

・災害対策基本法（以下「災対法」）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）に基づき  
・中国電力（株）の原子炉等の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、米子市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行

◆令和2年3月に鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画が修正されたことに伴い、所要の修正を行うもの。

## 3 広域住民避難計画

## 住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護

・島根原子力発電所において緊急事態（原災法に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施

区分	項目	背景等	修正内容																							
<b>1 地域防災計画 (共通対策計画 ほか)</b>	<b>共通対策計画</b>  <b>(1) 5段階の警戒レベルを用いた避難情報の修正</b>	・国のガイドラインの変更	<p>平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、5段階の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令や、防災気象情報と警戒レベルとの関連が明確化されたことにより、市が避難勧告等を発令する際には、警戒レベルを用いて発令することなどを明記</p> <p><b>◎ 警戒レベルと避難情報との関連、住民がとるべき行動</b></p> <table border="1" data-bbox="1055 331 2128 1316"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 331 1234 368">情報の種類</th> <th data-bbox="1234 331 1406 368">警戒レベル</th> <th data-bbox="1406 331 1771 368">発出時の状況</th> <th data-bbox="1771 331 2128 368">住民がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 368 1234 662">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1234 368 1406 662">警戒レベル3</td> <td data-bbox="1406 368 1771 662">避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td data-bbox="1771 368 2128 662">避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への立ち退き避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立ち退き避難の準備を開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 662 1234 810">避難勧告</td> <td data-bbox="1234 662 1406 810">警戒レベル4</td> <td data-bbox="1406 662 1771 810">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="1771 662 2128 810">通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への立ち退き避難の行動を開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 810 1234 1098">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="1234 810 1406 1098">警戒レベル4</td> <td data-bbox="1406 810 1771 1098"> <ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況</li> <li>人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul> </td> <td data-bbox="1771 810 2128 1098">避難勧告等の発出後で立ち退き避難中の住民は、確実な立ち退き避難を直ちに完了 未だ立ち退き避難をしていない対象住民は、直ちに立ち退き避難を行うとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 1098 1234 1316">災害発生情報</td> <td data-bbox="1234 1098 1406 1316">警戒レベル5</td> <td data-bbox="1406 1098 1771 1316">・既に災害が発生している状況</td> <td data-bbox="1771 1098 2128 1316">命を守るための最善の行動をとる 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する</td> </tr> </tbody> </table>				情報の種類	警戒レベル	発出時の状況	住民がとるべき行動	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への立ち退き避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立ち退き避難の準備を開始	避難勧告	警戒レベル4	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への立ち退き避難の行動を開始	避難指示（緊急）	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況</li> <li>人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	避難勧告等の発出後で立ち退き避難中の住民は、確実な立ち退き避難を直ちに完了 未だ立ち退き避難をしていない対象住民は、直ちに立ち退き避難を行うとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動	災害発生情報	警戒レベル5	・既に災害が発生している状況	命を守るための最善の行動をとる 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する
情報の種類	警戒レベル	発出時の状況	住民がとるべき行動																							
避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への立ち退き避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立ち退き避難の準備を開始																							
避難勧告	警戒レベル4	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への立ち退き避難の行動を開始																							
避難指示（緊急）	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況</li> <li>人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	避難勧告等の発出後で立ち退き避難中の住民は、確実な立ち退き避難を直ちに完了 未だ立ち退き避難をしていない対象住民は、直ちに立ち退き避難を行うとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動																							
災害発生情報	警戒レベル5	・既に災害が発生している状況	命を守るための最善の行動をとる 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する																							

区分	項目	背景等	修正内容
	(2) 避難環境の確保等 避難対策に係る見直し	・鳥取県において設置された「平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」での検討結果を踏まえた県の地域防災計画の修正	◎ 避難所運営の留意事項に、短期避難対応から長期避難対応への切り替え手順、ボランティア等との連携できる体制の構築、ペットと同行して避難できる環境の検討などを追記
	(3) 受援計画の新規追加	・国及び県から各市町村への受援体制の整備についての通知	◎ 共通対策計画に新たな章を設けて、大規模災害発生時に円滑に他の地方公共団体等からの応援を受け入れるため、受援計画の策定や、災害対策本部に総合政策部受援班を設置するなどを明記
	(4) ボランティア受入体制の整備の修正	・県の地域防災計画との整合	◎ 県及び市町村とNPO・ボランティア等との連携体制の構築や、活動環境の整備を図ることなどを追記
	(5) 個人情報の取扱いの新規追加	・県の地域防災計画の修正	◎ 災害時における個人情報の取扱いについて、大規模災害等により多数の人的被害や行方不明者が発生した場合の行方不明者の氏名等の公表など、個人情報をめぐる様々な課題に対応するため、個人情報の取扱方針について平時から整理しておく必要があることなどを明記
	(6) 災害対応を踏まえた関係機関の連絡体制等の新規追加	・過去の災害対応	◎ 法勝寺沿いの米子市青木地区、大袋地区及び水貫川河口周辺は、幾度も冠水被害が発生している地域であり、同地域における災害対応を踏まえ、新たに、関係機関への通報系統など、連絡体制等を明記
	(7) 米子市手話言語条例制定について追記	・市の条例制定	◎ 災害時における聴覚障がいがある方への情報提供について、米子市手話言語条例を制定し、災害時における情報提供等の施策を推進することとしていることを追記
津波災害対策計画	要配慮者利用施設等の新規追加等	・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域の指定	◎ 津波防災の推進を目的とする「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、県内沿岸9市町村の津波浸水想定区域が津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されたことから、同法の規定に基づき、市内の同警戒区域に所在する要配慮者利用施設を明記
資料・様式	「資料編」の新設	・本編と「資料・様式」の編綴の見直し	◎ 地域防災計画の後段に掲載していた「資料・様式」を新たに、「資料編」として別冊とした。

区分	項目	背景等	修正内容
2 地域防災計画（原子力災害対策編）	(1) 要配慮者避難の対応強化についての追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の地域防災計画の修正</li> <li>・原子力防災訓練の検証</li> </ul>	◎ 要配慮者の避難について、無理な避難の実施による健康リスク増加の防止、在宅要配慮者への早期対応や必要な支援の実施、屋内退避や放射線防護対策施設の利用等効果的な被ばくの低減、避難手段及び避難先を確保してからの避難、乳幼児、妊産婦のバスへの優先乗車等を追記
	(2) 安定ヨウ素剤事前配布体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の改正及び県の地域防災計画の修正</li> </ul>	◎ 安定ヨウ素剤の事前配布体制について、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と予想され、事前配布を希望するUPZ内の住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行うこと、また、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む）であり、事前配布に関する周知を積極的に進める旨を追記
	(3) 外国人への情報提供強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の地域防災計画の修正</li> <li>・原子力防災訓練の検証</li> </ul>	◎ 外国人に係る災害対応について、平時から多言語による原子力防災知識の情報発信に努める旨を追記
	(4) 原子力災害時における防護措置の実施を判断するための緊急事態判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の改正</li> </ul>	◎ 原子力災害時における防護措置の実施を判断するための判断基準について、原子力災害対策指針の改正に伴う同基準の変更に合わせて変更
3 広域住民避難計画	(1) 妊産婦及び乳幼児への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のガイドラインの変更及び県の広域住民避難計画の修正</li> </ul>	◎ 妊産婦及び乳幼児とその家族への避難情報等の確実な伝達及び優先的な避難の検討、避難所の優先入所、ホテル等を利用した避難についての検討、安定ヨウ素剤の服用指示があった場合の服用の周知徹底、避難バスへの優先乗車等に努める旨の追記
	(2) 避難等指示の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市との協議を踏まえた県の広域住民避難計画の修正</li> </ul>	◎ 県及び市は、現地の状況を直接把握し、人命の安全確保を最優先とし、必要な場合は国と緊密に連携した上で、国の指示を待たずに、独自の判断として屋内退避等の必要な指示を行う旨を追記
	(3) 要配慮者避難の対応強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の広域住民避難計画の修正</li> </ul>	◎ 県が避難計画に基づき、必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する旨を追記
	(4) 外国人への情報提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の広域住民避難計画の修正</li> <li>・原子力防災訓練の検証</li> </ul>	◎ 被害情報や避難の指示等、重要な情報が多言語表記された原子力防災アプリ等、多様な手段により、外国人へも適切な情報提供を行う旨を追記